
V

参 考

V 参考

1 業種追加申請について

経審申請後に新たに建設業許可を取得した業種について、追加で経審の受審を希望する場合、同一の審査基準日について再度申請を行うことができます。(業種追加申請)

業種追加申請は当初申請の結果に影響はない範囲で認められます。
新たに追加された業種に係る完成工事高、技術職員のみが追加の審査対象となり、他の審査項目は当初申請と同じ内容で申請していただくこととなります。

申請に必要な書類

【提出書類】

必須提出：経営規模等評価申請等提出票

収入証紙（申請業種全額）（※下記「手数料」参照）

経営規模等評価申請書・総合評定値申請書（20001帳票）

工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（20002帳票）

その他の審査項目（社会性等）（20005帳票）

技術職員名簿（20004帳票）、

経営状況分析結果通知書（写し可）

選択提出：工事種類別完成工事高付表

建設機械の保有一覧表

委任状（代理申請の場合）

※提出書類については正副2部作成してください。

【提示書類】

必須提示：建設業許可通知書

建設業許可申請書（副本）

登記事項証明書（旧登記簿謄本）

前回の経審申請書一式（受付印のあるもの）

建設業許可に係る変更届出書（事業年度終了届）（副本）

追加業種についての工事経歴書

追加業種についての「契約内容が確認できる書類」

（工事経歴書記載の工事のうち、元請下請を問わず金額上位3件の工事）

選択提示：(法人番号が変更となった場合、下記の書類の提示が必要となります。)

法人番号指定通知書 若しくは 国税庁法人番号公表サイトの画面を印刷したもの

(技術職員を追加する場合、下記の書類の提示が必要となります。)

a.技術職員の資格を証する書類

b.健康保険及び厚生年金保険に係る被保険者標準報酬決定通知書

c.給与所得の源泉徴収簿 若しくは 給与台帳

※審査基準日以前6か月を超える期間在籍する技術職員であり、追加する業種に関して資格を持つ技術職員のみ追加が可能です。

手数料

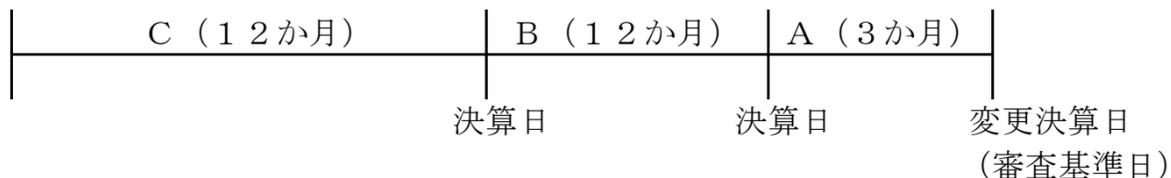
申請を行う業種について、再度全額分の手数料の支払いが必要となります。

例) 当初申請において「土木」「舗装」を申請、業種追加申請で「管」を申請する場合、全業種で3業種になるため、16,000円の証紙が必要になります。

(2) 決算期変更の場合

例 決算期間が12か月で、1月決算から4月決算に変更し、基準決算が12か月に満たない場合

A 基準決算	31年2月～31年4月 (3か月)	営業利益 …… 1,500千円 減価償却実施額 …… 300千円
B 基準決算の前期	30年2月～31年1月 (12か月)	営業利益 …… 6,000千円 減価償却実施額 …… 1,200千円
C 基準決算の前々期	29年2月～30年1月 (12か月)	営業利益 …… 4,800千円 減価償却実施額 …… 1,800千円



(算式)

審査対象事業年度の営業利益・減価償却実施額

$$= Aの営業利益・減価償却実施額 + \{ Bの営業利益・減価償却実施額 \times (12か月 - Aの月数) / 12か月 \}$$

審査対象事業年度の前審査対象事業年度の営業利益・減価償却実施額

$$= \{ Bの営業利益・減価償却実施額 \times (Aの月数) / 12か月 \} + \{ Cの営業利益・減価償却実施額 \times (12か月 - Aの月数) / 12か月 \}$$

利益額 (2期平均) (千円)

利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

20002帳票に記載した各決算期間に対応する営業利益及び減価償却実施額、並びに計算過程を記載する。

審査対象事業年度		審査対象事業年度の前審査対象事業年度	
営業利益	<input type="text" value="6"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)	営業利益	<input type="text" value="5"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)
減価償却実施額	<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)	減価償却実施額	<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> (千円)

技術職員数 (人)

営業利益
 $1,500 \times 3/3 = 1,500$
 $6,000 \times 9/12 = 4,500$
減価償却実施
 $300 \times 3/3 = 300$
 $1,200 \times 9/12 = 900$

営業利益
 $6,000 \times 3/12 = 1,500$
 $4,800 \times 9/12 = 3,600$
減価償却実施
 $1,200 \times 3/12 = 300$
 $1,800 \times 9/12 = 1,350$

経営状況分析を受けた機関の名称

登録経営状況分析機関番号

・工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（20002帳票）の記載例

(1) 決算期間が6か月の場合

例 3月及び9月に決算の場合（直前2年の平均完成工事高を選択）

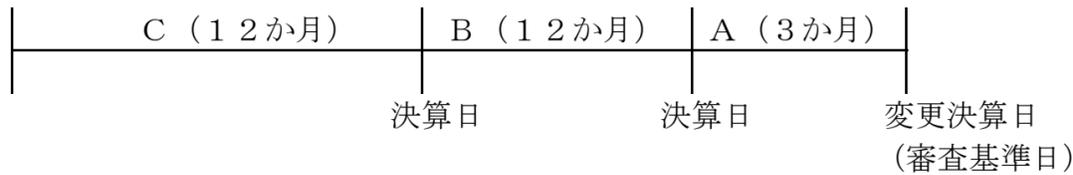
基準決算	30年10月～31年 3月	完成工事高……760,000千円 うち元請……300,000千円
基準決算の前期	30年 4月～30年 9月	完成工事高……800,000千円 うち元請……400,000千円
基準決算の前々期	29年10月～30年 3月	完成工事高……730,000千円 うち元請……350,000千円
基準決算の前々々期	29年 4月～29年 9月	完成工事高……700,000千円 うち元請……330,000千円

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度 自 2 9 年 0 4 月 至 3 0 年 0 3 月	審査対象事業年度	計算基準の区分 自 3 0 年 0 4 月 至 3 1 年 0 3 月 1 (1.2年平均) 2.3年平均 { 30年10月～31年3月 30年 4月～30年9月												
業種コード 3 2 〇 〇 〇	完成工事高(千円) 1 4 3 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 6 8 0 0 0 0	完成工事高(千円) 1 5 6 0 0 0 0												
工事の種類 〇〇〇工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	元請完成工事高(千円) 7 0 0 0 0 0												
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td>730,000×6/6=730,000</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度</td> <td>700,000×6/6=700,000</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td></td> </tr> </table>	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	730,000×6/6=730,000	審査対象事業年度	700,000×6/6=700,000	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td>350,000×6/6=350,000</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度</td> <td>330,000×6/6=330,000</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td></td> </tr> </table>	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	350,000×6/6=350,000	審査対象事業年度	330,000×6/6=330,000	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		{ 760,000×6/6=760,000 800,000×6/6=800,000
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	730,000×6/6=730,000														
審査対象事業年度	700,000×6/6=700,000														
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度															
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	350,000×6/6=350,000														
審査対象事業年度	330,000×6/6=330,000														
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度															
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td></td> </tr> </table>	審査対象事業年度の前審査対象事業年度		審査対象事業年度		審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td></td> </tr> </table>	審査対象事業年度の前審査対象事業年度		審査対象事業年度		審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		{ 300,000×6/6=300,000 400,000×6/6=400,000
審査対象事業年度の前審査対象事業年度															
審査対象事業年度															
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度															
審査対象事業年度の前審査対象事業年度															
審査対象事業年度															
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度															

(2) 決算期変更の場合

例 決算期間が12か月で、1月決算から4月決算に変更し、基準決算が12か月に満たない場合
(直前2年の平均完成工事高を選択)

A 基準決算	31年2月～31年4月 (3か月)	完成工事高……	300,000千円
		うち元請……	150,000千円
B 基準決算の前期	30年2月～31年1月 (12か月)	完成工事高……	1,500,000千円
		うち元請……	900,000千円
C 基準決算の前々期	29年2月～30年1月 (12か月)	完成工事高……	1,200,000千円
		うち元請……	600,000千円



(算式)

審査対象事業年度の完成工事高

$$= A \text{の完成工事高} + \{ B \text{の完成工事高} \times (12 \text{か月} - A \text{の月数}) / 12 \text{か月} \}$$

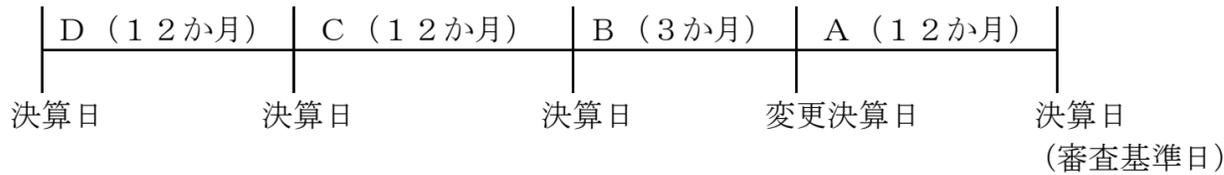
審査対象事業年度の前審査対象事業年度の完成工事高

$$= \{ B \text{の完成工事高} \times (A \text{の月数}) / 12 \text{か月} \} + \{ C \text{の完成工事高} \times (12 \text{か月} - A \text{の月数}) / 12 \text{か月} \}$$

項番	31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度 自 29年05月 至 30年04月	審査対象事業年度 自 30年05月 至 31年04月
		審査対象事業年度の前審査対象事業年度: 30年2月～31年1月 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度: 年 月～年 月	計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2.3年平均
		{ 31年2月～31年4月 30年2月～31年1月 }	
		各審査対象事業年度の完成工事高を算定	
業種コード	3 2 0 0 0	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
		1 2 7 5 0 0 0	6 7 5 0 0 0
工事の種類	○○○工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度: 1,500,000×3/12=375,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度: 1,200,000×9/12=900,000	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度: 900,000×3/12=225,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度: 600,000×9/12=450,000
		{ 300,000×3/3=300,000 1,500,000×9/12=1,125,000 }	
		{ 150,000×3/3=150,000 900,000×9/12=675,000 }	
工事の種類	○○○工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度: 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度:	元請完成工事高 審査対象事業年度の前審査対象事業年度: 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度:
		上記各決算期間の完成工事高、及び計算過程を記載する。	

例 決算期間が12か月で、1月決算から4月決算に変更し、基準決算の前期の決算が12か月に満たない場合
(直前3年の平均完成工事高を選択)

A 基準決算	30年5月～31年4月 (12か月)	完成工事高…… 1,800,000千円 うち元請…… 1,200,000千円
B 基準決算の前期	30年2月～30年4月 (3か月)	完成工事高…… 300,000千円 うち元請…… 150,000千円
C 基準決算の前々期	29年2月～30年1月 (12か月)	完成工事高…… 1,500,000千円 うち元請…… 900,000千円
D 基準決算の前々々期	28年2月～29年1月 (12か月)	完成工事高…… 1,200,000千円 うち元請…… 600,000千円



(算式)

審査対象事業年度の完成工事高
= Aの完成工事高

審査対象事業年度の前審査対象事業年度の完成工事高
= Bの完成工事高 + {Cの完成工事高 × (12か月 - Bの月数) / 12か月}

審査対象事業年度の前々審査対象事業年度の完成工事高
= {Cの完成工事高 × (Bの月数) / 12か月} + {Dの完成工事高 × (12か月 - Bの月数) / 12か月}

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度 自 28年05月 至 30年04月	審査対象事業年度 自 30年05月 至 31年04月	計算基準の区分 2 (1.2年平均) 2.3年平均												
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td>30年2月～30年4月</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td>29年2月～30年1月</td> </tr> </table>	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	30年2月～30年4月	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	29年2月～30年1月										
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	30年2月～30年4月														
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	29年2月～30年1月														
業種コード 3 2 ○ ○ ○	完成工事高(千円) 1 3 5 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 7 5 0 0 0 0	完成工事高(千円) 1 8 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 1 2 0 0 0 0 0											
工事の種類 ○○○工事	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">完成工事高計算表</th> <th colspan="2">元請完成工事高計算表</th> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td>300,000×3/3=300,000 1,500,000×9/12=1,125,000</td> <td>審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td>150,000×3/3=150,000 900,000×9/12=675,000</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td>1,500,000×3/12=375,000 1,200,000×9/12=900,000</td> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td>900,000×3/12=225,000 600,000×9/12=450,000</td> </tr> </table>	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表		審査対象事業年度の前審査対象事業年度	300,000×3/3=300,000 1,500,000×9/12=1,125,000	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	150,000×3/3=150,000 900,000×9/12=675,000	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	1,500,000×3/12=375,000 1,200,000×9/12=900,000	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	900,000×3/12=225,000 600,000×9/12=450,000		
完成工事高計算表		元請完成工事高計算表													
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	300,000×3/3=300,000 1,500,000×9/12=1,125,000	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	150,000×3/3=150,000 900,000×9/12=675,000												
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	1,500,000×3/12=375,000 1,200,000×9/12=900,000	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	900,000×3/12=225,000 600,000×9/12=450,000												
3 2	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)											
工事の種類 工事	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">完成工事高計算表</th> <th colspan="2">元請完成工事高計算表</th> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td></td> <td>審査対象事業年度の前審査対象事業年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td></td> <td>審査対象事業年度の前々審査対象事業年度</td> <td></td> </tr> </table>	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表		審査対象事業年度の前審査対象事業年度		審査対象事業年度の前審査対象事業年度		審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		審査対象事業年度の前々審査対象事業年度			
完成工事高計算表		元請完成工事高計算表													
審査対象事業年度の前審査対象事業年度		審査対象事業年度の前審査対象事業年度													
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		審査対象事業年度の前々審査対象事業年度													

(参考) 工事種類別完成工事高付表の記載例 (決算期変更等の事情がある場合)

工事種類別完成工事高付表

経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の 完成工事高 (積み上げ後)	左に含める完成工事高
<p>(基準決算) 令和〇〇年〇〇月～令和〇〇年〇〇月 土木一式工事 15,000千円 うち元請 11,000千円</p> <p>(基準決算の前期) 令和〇〇年〇〇月～令和〇〇年〇〇月 土木一式工事 12,000千円 うち元請 12,000千円</p> <p>(基準決算の前々期) 令和〇〇年〇〇月～令和〇〇年〇〇月 土木一式工事 13,000千円 うち元請 9,000千円</p> <div data-bbox="240 1491 742 1742" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>積み上げ後の完成工事高を、各審査対象事業年度の完成工事高を算定する際に用いた決算期間(20002帳票に記載した決算期間。)ごとに記入する。うち元請の額も記入する。各決算期間も記入する。</p> </div>	<p>土木一式工事 10,000千円 うち元請 10,000千円 とび・土工・コンクリート工事 5,000千円 うち元請 1,000千円</p> <p>土木一式工事 12,000千円 うち元請 12,000千円 とび・土工・コンクリート工事 0千円 うち元請 0千円</p> <p>土木一式工事 9,000千円 うち元請 9,000千円 とび・土工・コンクリート工事 4,000千円 うち元請 0千円</p> <div data-bbox="837 1491 1369 1637" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>左に含める完成工事高を、決算期間ごとに記入する。うち元請の額も記入する。</p> </div> <div data-bbox="938 1653 1294 1720" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>記入をお忘れなく!</p> </div>
<p>積み上げ工種は全年統一すること。</p>	<p>申請者 <u>〇〇〇 (株)</u></p>

V 参考

3 建設工事と建設業の種類

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		①「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ②上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆喰、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ②「ラス張り工事」及び「乾式壁工事」については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立てを行う工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ②『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
		ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事	
		ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事	
		ニ コンクリートにより工作物を築造する工事	ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事	「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
		ホ その他基礎的ないしは準備的工事	ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	①「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ②『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ③「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ④「道路付属物設置工事」には、道路標識やガドレルの設置工事が含まれる。 ⑤『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑥トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって「板金屋根工事」も「板金工事」ではなく『屋根工事』に該当する。 ②「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
管工事	管工業	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	<p>①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。</p> <p>②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p> <p>③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>⑤上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p>

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	<p>①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。</p> <p>②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。</p> <p>③『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。</p>
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	<p>①『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」と『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。</p> <p>②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</p> <p>③『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。</p>
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等によりほ装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	<p>①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『ほ装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。</p> <p>②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『ほ装工事』に該当する。</p>
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ②「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	「下地調整工事」及び「ブラスト工事」については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	①「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ②「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ②「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。 ③「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
電気通信工事	電気通信事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	<p>①「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。</p> <p>②既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。)に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。</p> <p>③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	<p>①「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。</p> <p>②「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。</p> <p>③「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。</p> <p>④「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。</p> <p>⑤「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。</p>
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	<p>①上下水道に関する施設の建設工事における『水道施設工事』、『管工事』及び『土木一式工事』間の区分の考え方は、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、これらの敷地外の例えば公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』である。なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p>
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	<p>①「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</p> <p>②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	<p>①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p> <p>②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p>
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。

4 完成工事高積み上げ申請について

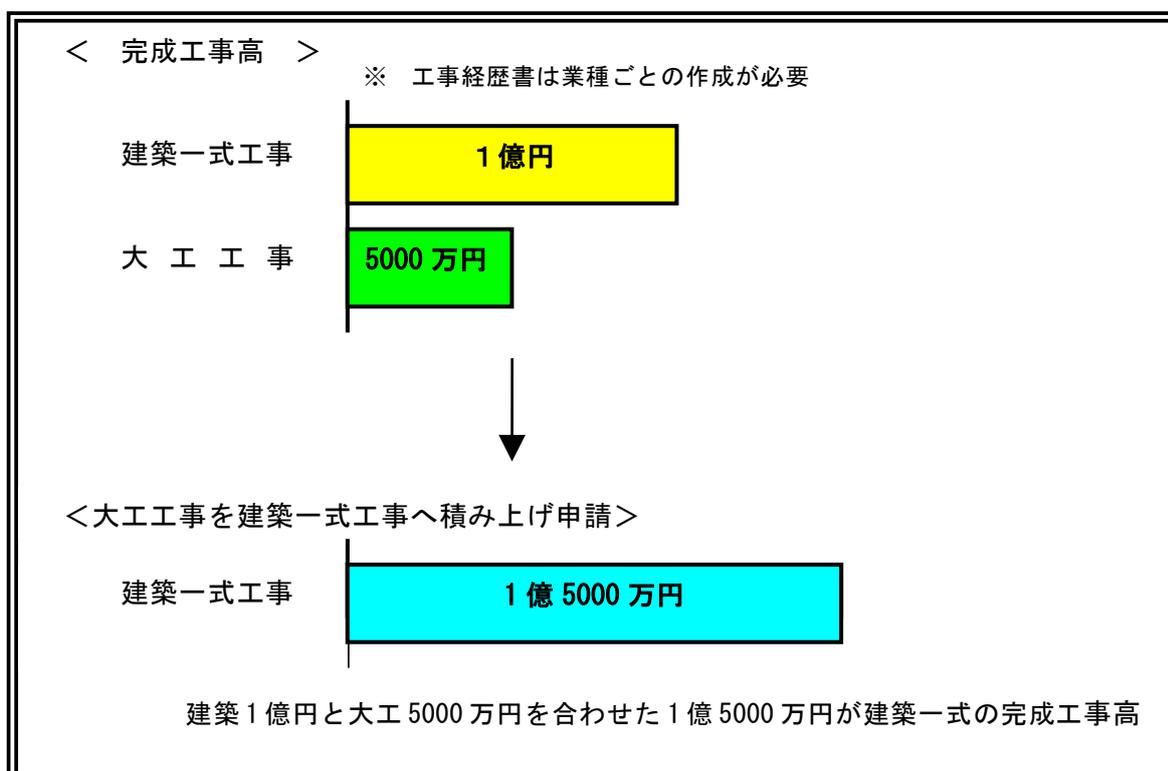
完成工事高積み上げ申請とは

一つの建設業の完成工事高を他の建設業の完成工事高に含める申請のことです。

土木一式工事業又は建築一式工事業（以下「一式工事業」という。）を申請する場合には、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業の年間完成工事高を、一式工事業とは別に申請する場合を除き、その内容に応じて、いずれかの一式工事業の年間完成工事高に含めることができます。

積み上げ先の一式工事		積み上げ元の専門工事
土木一式	←	とび、石、鋼構造物（土木に関する工事に限る）、舗装、水道施設
建築一式	←	大工、左官、屋根、タイル、鋼構造物（建築に関する工事に限る）、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装、建具、解体

（例）建築工事業と大工工事業の2種類の許可を受けている場合



一式工事業以外の専門工事業を申請する場合には、許可を受けた建設業のうち別の一式工事業以外の建設業の完成工事高を、別個に申請する場合を除き、その性質に応じて、当該一式工事業以外の建設業の完成工事高に含めることができます。

専門工事 (積み上げ先) (積み上げ元)		専門工事 (積み上げ元) (積み上げ先)
電気	← (→)	電気通信
管	← (→)	水道施設
管	← (→)	消防施設
とび・土工	← (→)	石
とび・土工	← (→)	解体

(例) 電気工事業と電気通信工事業の2種類の許可を受けている方は、経営事項審査を電気工事業のみで申請する場合、電気通信工事業の年間平均完成工事高を電気工事業の年間平均完成工事高に含めることができます。

必要書類

- ・「工事種類別完成工事高付表」(45頁記載例参照)
- ・積み上げ先の工種及び積み上げ元の工種に係る契約内容が確認できる書類(金額上位3件)

手数料

積み上げ先の業種分の手数料が必要。

(例) 建築一式工事と大工工事の許可を保有しており、大工工事を建築一式工事に積み上げて申請した場合

⇒積み上げ元の工種(ここでは大工工事)は申請業種としてカウントしないので、建築一式工事の1業種の申請ということになり、手数料は1業種分の11,000円となる。

積み上げ申請に関するよくある質問

Q1: 積み上げ元の業種で県や市町村への入札参加申請はできますか。

A1: 積み上げ元の業種では経営事項審査を受審していないので、申請はできません。

Q2: 審査対象事業年度中に新たに許可を取得した業種を今回の申請において積み上げ申請をする場合、前審査対象事業年度のその業種の取扱いはどのようになりますか。

A2: 新たに許可を取った業種を積み上げ申請する場合、「工事種類別完成工事高付表」のほか、「工事経歴書」及び「直前三年の各事業年度における工事施工金額」を作成した上、当該業種にかかる契約書等、金額の上位3件を持参してください。

「工事種類別完成工事高付表」には、業種追加した業種について完工高が無くとも、業種名及び完工高（0千円）の記載を忘れずをお願いします。

Q 3 : 積み上げを申請している場合において、前審査対象事業年度の完成工事高はありますが、審査対象事業年度の完成工事高は0円です。そのような場合でも完成工事高付表は必要ですか。

A 3 : 積み上げを申請している場合には、完成工事高が0円であっても付表の添付が必要です。

今回の事例では審査対象事業年度の完成工事高が0円であっても完成工事高付表は必要です。

Q 4 : 今回の審査基準日において、積み上げ申請を行い、経営事項審査の受付をされましたが、その後、積み上げ元の業種での総合評定値が必要となりました。再度申請を行い積み上げを崩すことは可能ですか。

A 4 : 受付が終了している今回の審査基準日においては、積み上げを崩すことはできません。次回の審査基準日の申請の際に積み上げを崩して申請することはできます。

5 建設工事の区分に関するよくある質問

Q 1 : 下請で請け負った工事について、土木一式工事や建築一式工事に計上することはできますか。

A 1 : 公共工事については一切できません。

民間工事については、発注者の書面による承諾を受け、元請から一括して工事を請け負った場合には可能です。

それ以外の場合は一式工事以外の専門工事（とび・土工工事や内装工事など）に計上するか、「その他の建設工事」に計上することになります。

【考え方】

土木一式工事、建築一式工事の要素である「総合的な企画、指導、調整」は原則として元請で施工する業者が行うものであり、これを下請業者が行う場合は、元請から一括して工事を請け負ったときに限られます。

建設業法上、こうした一括しての下請負は、発注者から書面による承諾を得た場合以外は禁じられています。また公共工事に関する一括下請負、および民間工事であっても共同住宅の新築に関する工事（平成 20 年 11 月 28 日以降に請け負うもの）に関する一括下請負については全面的に禁じられています。

なお、土木一式工事、建築一式工事の許可を有していても、専門工事について請負金額が 500 万円以上となる工事を施工する場合には、その専門工事業の許可が必要となりますのでご注意ください。

Q 2 : リフォーム工事を元請で施工しましたが建築一式工事に計上することはできますか。

A 2 : ほとんどのリフォーム工事は専門工事（内装仕上工事など）に区分されます。

大規模なリフォーム工事では、建築一式工事に区分される場合もあります。

【考え方】

建設業の業種の区分において「リフォーム工事」というものはありませんので、その工事の内容に応じて、29の業種の区分のいずれかに計上することになります。

一例として、工事の内容が内装の改装であれば内装仕上工事になります。

なお、リフォーム工事が建築一式工事に当たるケースは、増改築工事など、総合的な指導・監督・調整が求められる規模・内容の工事に限られます。

●建築一式工事に当たる工事の例

住宅新築工事、建築確認を要する規模の増改築工事

Q3：宅地造成工事を元請で施工しましたが、土木一式工事に計上することはできますか。

A3：工事内容によって土木一式工事に計上する場合と、とび・土工事に計上する場合に分かれます。たとえば、工事発注が土木一式工事、建築一式工事で行われていても工事内容が専門工事に該当する場合は、土木一式工事、建築一式工事の完成工事高に計上できません。

【考え方】

土木一式工事は、複数の専門工事を組み合わせて土木工作物を作る工事や、工事の規模や複雑さなどにより、専門工事では施工できないような土木工作物を作る工事を指します。

したがって、単に盛土や切土、掘削や締め固めなどの工事を行ったのみの場合はとび・土工事に計上します。

しかし、これらに加え、舗装や擁壁、道路や上下水道などの整備を含めて請け負い、総合的にこれらの工事を施工した場合は土木一式工事に計上することになります。

●土木一式工事に当たる工事の例

道路工事、河川工事、砂防工事、海岸工事、港湾工事、橋梁工事、トンネル工事、

Q4：樹木の剪定や伐採を行いました。造園工事に計上することはできますか。

A4：計上することはできません。

【考え方】

建設業法でいう「建設業」とは、「建設工事」の完成を請け負う営業を指します。

建設業法上の「建設工事」は土木一式工事や建築一式工事など29の業種に分かれています。すべての業種の定義において、建築物や土木工作物を作る、あるいは加工・取り付けなどの作業を通じてそれらに機能を付加するなどの要素を含んだものが工事とされています。

樹木の剪定や伐採はこうした要素を含まず、建設工事にはあたらないので、工事経歴として計上することもできません。

●工事にあたらないものの例

- ・ 樹木の剪定や伐採、草刈り
- ・ 道路などの清掃作業
- ・ 設備・機器の点検業務
- ・ 建設機械や土砂などの運搬業務
- ・ ボーリング調査などの調査業務、測量業務
- ・ 船舶や航空機など土地に定着しない工作物の建造

6 建設業関連法令等（抜粋）

法：建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）
政令：建設業法施行令（昭和31年8月29日政令第273号）
省令：建設業法施行規則（昭和24年7月28日建設省令第14号）

（1） 経営事項審査

① 法第27条の23第1項（経営事項審査）

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、**その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。**

② 政令第27条の13（公共性のある施設又は工作物に関する建設工事）

法第27条の23第1項の政令で定める建設工事は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める法人が発注者であり、かつ、工事一件の請負代金の額が500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、1,500万円）以上のものであつて、次に掲げる建設工事以外のものとする。

一 堤防の欠壊、道路の埋没、電気設備の故障その他施設又は工作物の破壊、埋没等で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれのあるものによつて必要を生じた応急の建設工事

二 前号に掲げるもののほか、経営事項審査を受けていない建設業者が発注者から直接請け負うことについて緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして国土交通大臣が指定する建設工事

③ 省令第18条の2（経営事項審査の受審）

法第27条の23第1項の建設業者は、同項の建設工事について発注者と**請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない。**

（2） 建設業許可に係る変更届出書（事業年度終了届）

① 法第11条（変更等の届出）

許可に係る建設業者は、第5条第1号から第5号までに掲げる事項について変更があつたときは、国土交通省令の定めるところにより、30日以内に、その旨の変更届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

2 許可に係る建設業者は、毎事業年度終了の時における第6条第1項第1号及び第2号に掲げる書類その他国土交通省令で定める書類を、**毎事業年度経過後4月以内**に、国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

（以下省略）

② 法第6条（許可申請書の添付書類）

前条の許可申請書には、国土交通省令の定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 工事経歴書

二 直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面

（以下省略）

③ 政令第1条の2第1項（軽微な建設工事）

法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事は、工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては500万円に満たない工事とする。

(3) 主任技術者及び監理技術者の専任

① 法第26条第3項（主任技術者及び監理技術者の設置等）

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。

ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。

② 政令第27条第1項（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事）

法第26条第3項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が4,000万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、8,000万円）以上のものとする。

一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事

二 第15条第1号及び第3号に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

三 次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

イ 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第5条第2項第2号に規定する事業用施設

ロ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者（同法第9条に規定する電気通信回線設備を設置するものに限る。）が同条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設

ハ 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第3号の2に規定する放送事業者が同条第1号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）

ニ 学校

ホ 図書館、美術館、博物館又は展示場

へ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設

ト 病院又は診療所

チ 火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設

リ 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設

ヌ 集会場又は公会堂

ル 市場又は百貨店

ヲ 事務所

ワ ホテル又は旅館

カ 共同住宅、寄宿舍又は下宿

ヨ 公衆浴場

タ 興行場又はダンスホール

レ 神社、寺院又は教会

ソ 工場、ドック又は倉庫

ツ 展望塔

③ 政令第15条（公共性のある施設又は工作物）

法第25条の1第2号の公共性のある施設又は工作物で政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道

（第二号省略）

三 電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。）又はガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。）

（第四号省略）

④ 政令第28条（監理技術者の行うべき職務を補佐する者）

法第26条第3項ただし書きの政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、法第26条の4第1項に規定する技術上の管理及び指導監督であつて監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者

二 国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

（4） 工事請負契約書の作成

① 法第18条（建設工事の請負契約の原則）

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行しなければならない。

② 法第19条（建設工事の請負契約の内容）

建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一 工事内容

二 請負代金の額

三 工事着手の時期及び工事完成の時期

四 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

五 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

六 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

七 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

八 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

九 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

十 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期

十一 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法

十二 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容

十三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

十四 契約に関する紛争の解決方法

2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

3 建設工事の請負契約の当事者は、前2項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

⑤ 注文書及び請書による契約の締結について（116頁参照）

(5) 一括下請負の禁止

① 法第22条（一括下請負の禁止）

建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもつてするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負つてはならない。

3 前二項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、これらの規定は、適用しない。

4 発注者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

② 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第12条（一括下請負の禁止）

公共工事については、建設業法第22条第3項の規定は、適用しない。

注文書及び請書による契約の締結について

平成 12 年6 月29 日付け建設省経建発第132 号
建設省建設経済局建設業課長通知（千葉県土木部長宛て）

建設業法(以下「法」という。)第19 条においては、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際し、同条第1 項各号に掲げられた事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととされています。

しかしながら、建設業者間の実際の取引現場においては、注文書及び請書の形態により請書契約が締結されている場合が多いことを踏まえ、この度、注文書及び請書の形態による請負契約にかかる法第19 条との関係について下記のとおり整理しましたので、貴職におかれましては、十分ご留意の上事務処理に当たられますようお願いいたします。

また、貴管下の建設業者に対しこの旨の周知徹底が図られるよう、併せてお願いいたします。

記

- 1 注文書・請書による請負契約を締結する場合において、次の(1)又は(2)の区分に従い、それぞれ各号のすべての要件を満たすときは、法第19 条第1 項の規定に違反しないものであること。
 - (1) 当事者間で基本契約書を締結した上で、具体的な取引については注文書及び請書の交換による場合
 - ① 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、法第19 条第1 項各号に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付すること。
 - ② 注文書及び請書には、法第19 条第1 項第1 号から第3 号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
 - ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。
 - ④ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。
 - (2) 注文書及び請書の交換のみによる場合
 - ① 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷すること。
 - ② 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、法第19 条第1 項各号に掲げる事項を記載すること。
 - ③ 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。
 - ④ 注文書及び請書の個別的記載欄には、法第19 条第1 項第1 号から第3 号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
 - ⑤ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことが明記されていること。
 - ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。
- 2 注文書・請書による請負契約を変更する場合において、当該変更内容が注文書及び請書の個別的記載事項に係るもののみであるときは、次によることができる。
 - ① 注文書及び請書の双方に変更内容が明記されていること。
 - ② 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。ただし、当該変更内容に注文書及び請書の個別的記載事項以外のものが含まれる場合には、当該事項の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付すること。

7 工事経歴書に関する注意事項について

記載要領 ※経営事項審査申請を行う場合は、消費税課税事業者は消費税抜で、消費税免税事業者は消費税込で作成すること。

- この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合

- ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

(2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

- 主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。
- 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 「請負代金の額」のうち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）欄に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

	(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC	
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理	
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部	

- 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

※（千葉県知事許可業者の方のみ）「配置技術者氏名」の欄に記載のある者で「技術職員名簿（20005帳票）」に配置技術者になり得る資格の記載の無い者については、経営規模等評価の対面審査の際に、資格を証する書類及び常勤性を確認できる書類（給与の源泉徴収簿等）の提示が必要になります。

建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。ただし、工事の種類は請負工事ごとに判断し、1件の請負契約を分割して複数の建設工事の経歴としないこと。

該当するものに丸を付す
（課税事業者は税抜、免税事業者は税込）

工事経歴書

営業所の専任技術者を配置できる工事は限定的となりますので注意してください。（109～110頁参照）

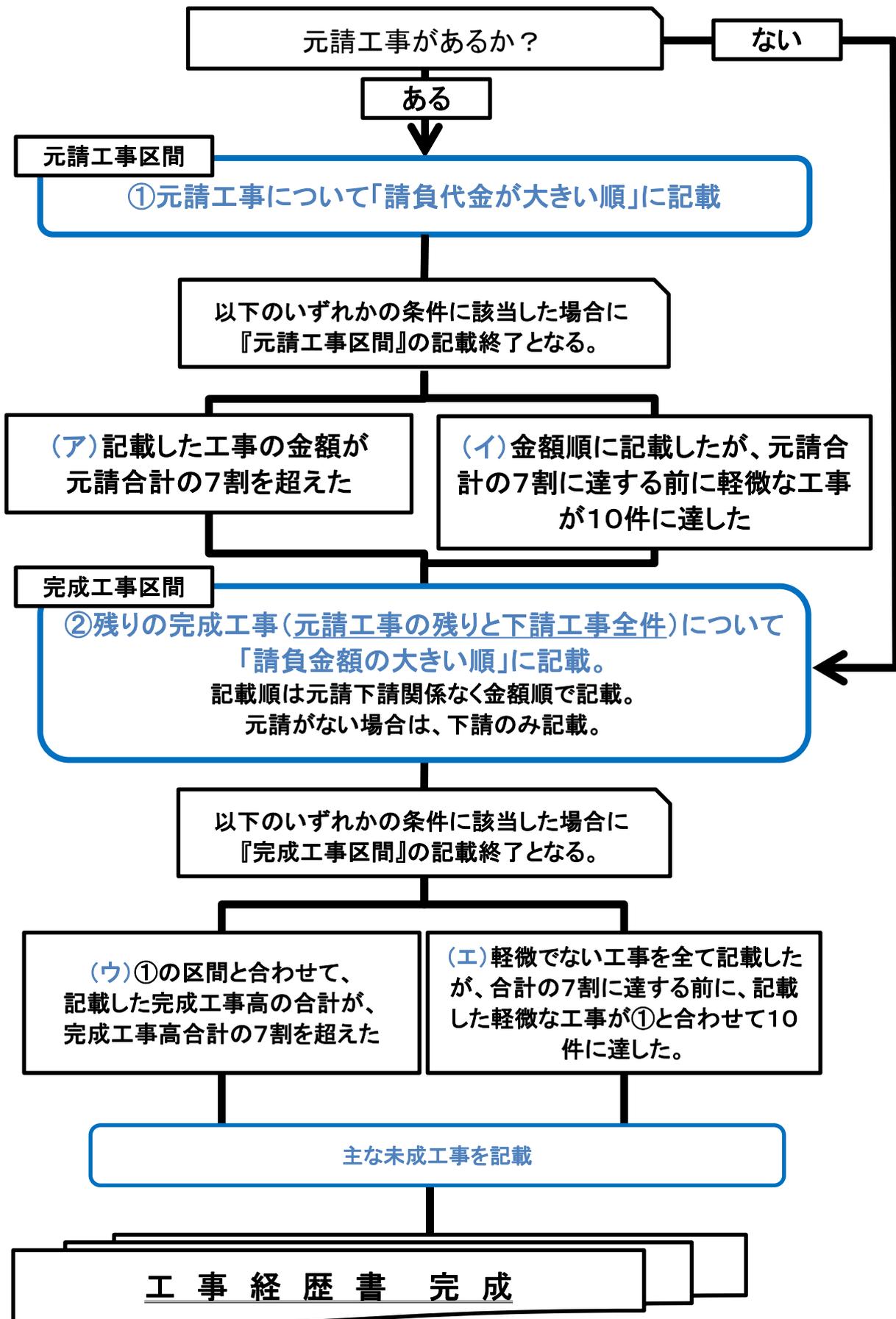
（建設工事の種類）

工事（税込・税抜）

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工事名 工事の内容がわかるように 具体的に記入する。	工事現場のある 道府県及び 市町村名	配置技術者		請負代金の額		工期				
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別 （該当箇所レ印を記載） 主任技術者 監理技術者	うち、 〔・PC ・法面処理 ・鋼橋上部〕	着工年月	完成又は 完成予定年月				
注文者及び工事名から個人の氏名が特定されないよう注意。（閲覧されるもの）	「元請」とは、建設工事の最初の注文者（発注者）から請け負ったものをいい、「下請」とは他の建設業者を通して請け負ったものをいう。	共同企業体（JV）として行った工事には「JV」と記載	① 元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載 注1. 500万円（建築1,500万円）未満の工事については10件まで記載 注2. 請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要	各工事現場に置かれた配置技術者について、該当する箇所にレ印を記載	金額は切り捨てにする	② ①に続けて、①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について全ての完成工事高の約7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載 注1. 500万円（建築1,500万円）未満の工事については10件まで記載 注2. 請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要	③ ②に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載	ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載	「小計」・「合計」のうち、元請工事に係る請負代金の額の合計を記載	千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
										千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
										千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
										千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
										千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
										千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
										千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
										千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
										千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
										千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
小計			うち 元請工事			千円	千円						
合計			うち 元請工事			千円	千円						

最終ページにおいて、全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載

工事経歴書(第2号様式)の記載フロー



※軽微な工事
 建築一式工事にあつては、税込1,500万円未満の工事
 その他の工事にあつては、税込500万円未満の工事

注意)このフローは、元請工事が1000億円以上の場合、使用できません。

工事経歴書(様式第二号)の記載方法

例1)

<とび・土工・コンクリート工事>(単位:千円)

年間完成工事		下請工事	
元請工事	90,000	下請①	52,000
元請①	42,000	下請②	45,000
元請②	24,000	下請③	27,500
元請③	10,000	下請④	22,000
元請④	9,000	下請⑤	16,500
元請⑤	6,000	下請⑥	14,000
元請⑥	3,500	下請⑦	11,000
元請⑦		下請⑧	10,000
		下請⑨	8,500
		下請⑩	7,000
		下請⑪	4,500
		下請⑫	3,800
		下請⑬	2,800
		下請⑭	2,000
小計	184,500	小計	226,600
		合計	411,100

元請の7割
129,150

全体の7割
287,770

※太字は、軽微な工事(税込500万未満)

工事経歴書

注文者	工事名	請負代金
〇〇〇	元請①	90,000
〇〇〇	元請②	42,000
〇〇〇	下請①	52,000
〇〇〇	下請②	45,000
〇〇〇	下請③	27,500
〇〇〇	元請③	24,000
〇〇〇	下請④	22,000
	計	302,500

記載フロー図の(ア)

元請工事の7割(この場合129,150千円)に達するまで記載する。

元請工事の残りの部分と下請工事について、全体の7割(この場合287,770千円)に達するまで記載する。

記載フロー図の(ウ)

経営事項審査では、元請・下請に関係なく、金額上位3件の工事について契約内容を確認します(この場合は①～③の工事)

例2)

<とび・土工・コンクリート工事> (単位:千円)

年間完成工事	
元請工事	下請工事
元請①	下請①
元請②	下請②
元請③	下請③
元請④	下請④
元請⑤	下請⑤
元請⑥	下請⑥
元請⑦	下請⑦
元請⑧	下請⑧
元請⑨	下請⑨
元請⑩	
元請⑪	
元請⑫	
元請⑬	
元請⑭	
元請⑮	
小計	小計
22,840	37,000
	合計
	59,840
	全体の7割
	41,888

元請の7割	15,988
-------	--------

※太字は、軽微な工事(税込500万未満)

工事経歴書

注文者	工事名	請負代金
〇〇〇	元請①	1,600
〇〇〇	元請②	1,590
〇〇〇	元請③	1,580
〇〇〇	元請④	1,570
〇〇〇	元請⑤	1,550
〇〇〇	元請⑥	1,540
〇〇〇	元請⑦	1,530
〇〇〇	元請⑧	1,520
〇〇〇	元請⑨	1,510
〇〇〇	元請⑩	1,500
〇〇〇	下請①	10,000
〇〇〇	下請②	6,000
	計	31,490

経営事項審査では、元請・下請に関係なく、金額上位3件の工事について契約内容を確認します(この場合は①～③の工事)

記載フロー図の(イ)
元請工事の7割(この場合15,988千円)に達するまで記載する。ただし、この場合、元請工事は全て軽微な工事であるため、10件まで記載すればよい。
元請工事の①～⑩の合計は、15,490千円となり元請工事の7割を超えていないが、軽微な工事を10件記載しているため、ここで記載終了となる。

記載フロー図の(エ)
元請工事の残りの部分と下請工事について、全体の7割(この場合41,888千円)に達するまで記載する。ただし、この場合、上段で軽微な工事を10件記載しているのので、下段で軽微な工事を記載する必要はない。

工事経歴書の計は、31,490千円となり全体の7割を超えていないが、軽微な工事が元請で10件となったため、工事経歴書の記載は終了となる。

…工事経歴書に記載する軽微な工事

例3)

<とび・土工・コンクリート工事> (単位:千円)

年間完成工事		元請工事	下請工事
元請①	15,000	下請①	5,100
元請②	10,000	下請②	3,600
元請③	9,500	下請③	3,500
元請④	9,000	下請④	3,400
元請⑤	4,750	下請⑤	3,300
元請⑥	4,000	下請⑥	3,150
元請⑦	3,800	下請⑦	3,100
元請⑧	3,350	下請⑧	3,000
元請⑨	3,200	下請⑨	2,900
元請⑩	3,100	下請⑩	2,800
元請⑪	3,000	下請⑪	2,700
元請⑫	2,900	下請⑫	2,600
元請⑬	2,800	下請⑬	2,500
元請⑭	2,700	下請⑭	2,400
小計	77,100	下請⑮	2,300
		下請⑯	2,200
		下請⑰	2,000
		下請⑱	1,800
		小計	52,350
		合計	129,450

元請の7割
53,970

全体の7割
90,615

※太字は、軽微な工事(税込500万未満)

工事経歴書

注文者	工事名	請負代金
〇〇	元請①	15,000
〇〇	元請②	10,000
〇〇	元請③	9,500
〇〇	元請④	9,000
〇〇	元請⑤	4,750
〇〇	元請⑥	4,000
〇〇	元請⑦	3,800
〇〇	下請①	5,100
〇〇	下請②	3,600
〇〇	下請③	3,500
〇〇	下請④	3,400
〇〇	元請⑧	3,350
〇〇	下請⑤	3,300
〇〇	元請⑨	3,200
〇〇	下請⑥	3,150
	計	84,650

経営事項審査では、元請・下請に関係なく、金額上位3件の工事について契約内容を確認します(この場合は①~③の工事)

記載フロー図の(ア)

元請工事の7割(この場合53,970千円)に達するまで記載する。

記載フロー図の(エ)

元請工事の残りの部分と下請工事について、元請・下請の関係なく金額の大きい順に全体の7割(この場合90,615千円)に達するまで記載する。
ただし、この場合、上段で軽微な工事を3件記載しているため、下段では軽微な工事は7件(=10件-3件)まで記載すればよい。

工事経歴書の計は、84,650千円となり全体の7割を超えていないが、軽微な工事が元請・下請を合わせて10件となったため、工事経歴書の記載は終了となる。

…工事経歴書に記載する軽微な工事

8 建設業法における技術者制度について

★主任技術者と監理技術者★

建設業の許可業者は、施工する工事現場に主任技術者または監理技術者を配置し、施工状況の管理・監督をしなければなりません。（建設業法第26条）

主任技術者

工事現場の施工上の管理を担当する技術者で、工事の施工の際には、請負金額の大小、元請・下請にかかわらず、必ず主任技術者を配置しなければなりません。

監理技術者

発注者から直接工事を請け負い、下請業者に施工させる金額の合計が4500万円（建築一式工事の場合は7000万円）以上の場合（※）には主任技術者の代わりに監理技術者を置かなければなりません。
※金額は、いずれも消費税込です

★主任技術者・監理技術者の現場専任制度★

公共性のある重要な工事で、工事1件の請負金額が4,000万円（建築一式工事では8,000万円）以上（※）の工事を施工する場合、元請・下請にかかわらず、主任技術者・監理技術者はその工事現場に専任でなければなりません。（建設業法第26条第3項）

なお、現場専任を要する監理技術者については、資格要件のほか、公共工事、民間工事を問わず監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者資格者講習を受講していることが必要です。

※金額は、いずれも消費税込です。

◇公共性のある重要な工事◇

- ①国・地方公共団体が発注する工事
- ②鉄道、道路、ダム、上下水道、電気事業用施設等の公共工作物の工事
- ③学校、デパート、事務所等のように多数の人が利用する施設の工事

<個人住宅を除くほとんどの工事が当てはまります>

※建設業許可における営業所の専任技術者は、原則として主任技術者・監理技術者にはなれません。

例外：現場への専任性が求められない工事で、次の①～③をすべて満たす場合

- ①専任技術者の所属する営業所で契約を締結した工事であること
- ②専任技術者の職務を適正に遂行できる程度に近接した工事現場であること
- ③所属する営業所と常時連絡が取れる状態であること

★主任技術者及び監理技術者の要件★

◇雇用関係◇

工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。

※在籍出向者や派遣、短期雇用の方は主任技術者・監理技術者になれません。

◇必要な資格等◇

担当する建設工事の業種について、以下の資格要件を満たしている必要があります。

		資 格 要 件
主任 技 術 者		次のいずれかに該当する者 (1) 高校等（※2）の指定学科卒業後（若しくは指定学科に対応する技術 検定種目の2級第1次検定合格後※3）5年以上、又は大学等（※4）の指定 学科卒業後（若しくは指定学科に対応する技術検定種目の1級第1次検定合格後※4）3年以上の実務経験を有する者 (2) 10年以上の実務経験を有する者 (3) 国家資格者（1級、2級の施工管理技士など）、国土交通大臣特別認定者
監 理 技 術 者	（※1） 指定建設業	次のいずれかに該当する者 (1) 国家資格者（1級の施工管理技士など） (2) 国土交通大臣特別認定者
	以外 指定建設業	次のいずれかに該当する者 (1) 国家資格者（1級の施工管理技士など） (2) 主任技術者の（1）～（3）のいずれかに該当し、かつ、元請として4500万円以上（※5）について2年以上指導監督的な実務経験を有する者 (3) 国土交通大臣特別認定者
補 佐 監 理 技 術 者		次のいずれかに該当する者 (1) 主任技術者の資格要件を満たす者のうち、国家資格者（技師補など） (2) 国土交通大臣特別認定者

※1 指定建設業：土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園 の 7 業種

※2 高等学校のほか、旧実業高校、1年制の専修学校を含む

※3 技術検定の第一次検定合格＋実務経験により主任技術者になれる業種は、指定建設業と電気通信工事業を除く業種とする。

※4 大学のほか、高等専門学校（高専）、旧制専門学校、2年制以上の専修学校を含む

※5 昭和59年10月1日以前の経験は1,500万円以上、平成6年12月28日以前の経験は300万円以上

9 特殊経審について

I 吸収合併

(1)吸収合併時経審の審査基準日は次によるものとなる。

吸収合併については、合併期日

(2)吸収合併経審の受審の必要性

吸収合併の場合に、存続会社の事業年度終了の日で合併直前のものを審査基準日とする経営事項審査(以下「合併直前経審」という。)を受けることを当該存続会社に義務付けるものではない。

したがって、この場合、存続会社が合併直前経審を受けているときは、合併時経審を受けない場合でも法第27条の23第1項違反にはならず、合併後その次の事業年度終了の日以降の経営事項審査において合併後の状態を評価されるまでの間は、合併直前経審が有効となる。

(3)完成工事高について

①完成工事高については、I(1)による審査基準日の翌日の直前2年又は直前3年の存続会社及び消滅会社の完成工事高の合計額となる。なお、審査基準日と決算日が異なる場合は、決算期変更と同様の計算方法で完成工事高を算出し、計算過程は別途提示すること(様式は問いません。)

ただし、額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるときは、次のいずれかの額をもって申請して差し支えないものとし、この場合に、改めて合併時経審を申請することはできないものとする。

イ 存続会社が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の開始の日の直前2年又は直前3年の各事業年度における存続会社の完成工事高及び同一期間における消滅会社の完成工事高の合計額

ロ 存続会社が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日の直前2年又は直前3年の各事業年度における存続会社の完成工事高及び同一期間における消滅会社の完成工事高の合計額(審査基準日が経営事項審査を申請しようとする事業年度の直前の事業年度終了の日から3月以内である場合に限る。)

(4)技術職員名簿について

技術職員名簿はI(1)による審査基準日に基づき申請することとする。ただし、常勤性の確認は、消滅会社における雇用関係も含める。

(5)自己資本額、利益前税引前償却前利益の額、経営状況及研究開発費の額

(当期の数値)

I (1)による審査基準日における財務諸表による。

(前期の数値)

存続会社の直前の事業年度終了の日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したものによる。

ただし、額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるときは、次に掲げる方法によるものを当期の数値及び前期の数値として差し支えないものとし、この場合に、改めて合併時経審を申請することはできないものとする。

(当期の数値)

存続会社の直前の事業年度終了の日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したものとする。ただし、I (1)による審査基準日が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日から3月以内である場合にあっては、存続会社の基準決算(直前の事業年度終了の日における決算をいう。以下同じ。)の前期の決算日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目を合算したものとする。

(前期の数値)

存続会社の基準決算の前期の決算日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したものによる。ただし、I (1)による審査基準日から3月以内である場合にあっては、存続会社の基準決算の前々期の決算日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したものによる。

また、これらの取扱いに当たっては、次の事項に留意すること。

イ 信頼性を担保するため、審査基準日における財務諸表、存続会社の直前の事業年度終了の日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等の合算又は存続会社の基準決算の前期の決算日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等の合算は、原則として公認会計士又は税理士による内容が適正である旨の証明があるものに限ること。

ロ 財務諸表の科目等を合算する際には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)に定める方法に準じて、各会社に係る投資勘定とこれに対応する資本勘定がある場合には相殺消去を行い、その他必要とされる項目についても同様に相殺消去を行うこと。

また、存続会社と消滅会社とで決算期が異なる場合においては、存続会社の直前の事業年度の終了の日における消滅会社の財務諸表の科目等については消滅会社の直前の事業年度終了の日における財務諸表の科目等(その日が存続会社の直前の事業年度終了の日の3月以上前の日であるときは、存続会社の直前の事業年度終了の日現在で作成した消滅会社の財務諸表の科目等)の数値を、存続会社の基準決算の前期の決算日における消滅会社の財務諸表の科目等については消滅会社の基準決算の前期の決算日における財務諸表の科目等(その日が存続会社の基準決算の前期の決算日の3月以上前の日であるときは、存続会社の基準決算の前期の決算日現在で作成した消滅会社の財務諸表の科目等)の数値をそれぞれ用いること。

(6)営業年数

営業年数については、存続会社における建設業の営業年数とする。

(7)法令順守の状況

法令順守の状況について、審査基準日の翌日の直前 1 年における存続会社の法令順守の状況による。

(8)監査の受審状況

監査の受審状況については、存続会社の直前の事業年度の終了の日の状況による。

(9)上記以外の項目

上記以外の項目については、I (1)による審査基準日における状況に基づく。

II 新設合併

(1)合併時経審の審査基準日は次によるものとなります。

新設合併については、新設会社の設立の日である合併登記の日

(2)完成工事高について

新設合併を営業の譲渡とみなして、経審課長通知記 I 1 (1)りの建設業を譲り受けることにより建設業を開始する場合の取扱いに準拠して算定する。なお、額の確定までに相当の時間を要する場合においてやむを得ないと認められるときの取扱いについては、吸収合併の場合と同様とし、この場合消滅会社の任意の一社を存続会社とみなすものとする。

(参考：経審課長通知記 I 1(1)リ)

譲り受ける場合(直前2年)

譲り受ける場合には既に許可を有する建設業者が他の建設業者からその建設業を譲り受ける場合と譲り受けることにより建設業を開始する場合がある。

前者については、合併の場合と同様の算式により算定するものとする。

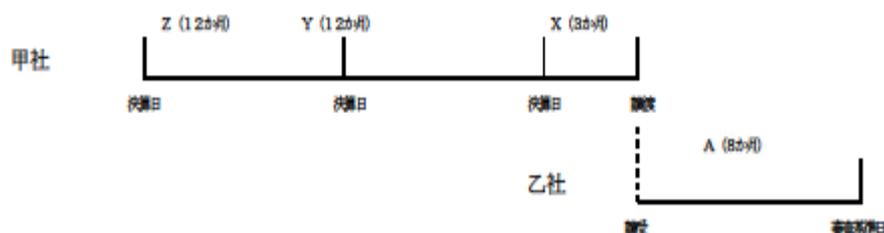
後者については、建設業を譲り受けることにより建設業を開始する場合についての算式は次のとおりである。

(Aの完成工事高) + (Xの完成工事高) + (Yの完成工事高) + (Zの完成工事高) ×

24か月-A、X及びYに含まれる月数
Zに含まれる月数(12月)

=直前2年の完成工事高

(乙社の年間平均完成工事高の算定基礎)



譲り受ける場合(直前3年)

直前2年の場合と同様、前者については、合併の場合と同様の算式により算定するものとする。

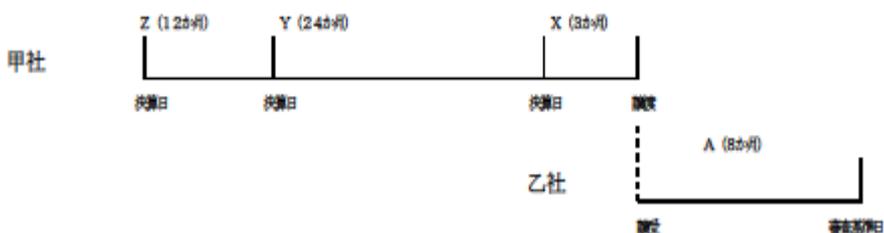
後者については、建設業を譲り受けることにより建設業を開始する場合についての算式は次のとおりである。

(Aの完成工事高) + (Xの完成工事高) + (Yの完成工事高) + (Zの完成工事高) ×

36か月-A、X及びYに含まれる月数
Zに含まれる月数(12月)

=直前3年の完成工事高

(乙社の年間平均完成工事高の算定基礎)



(3)自己資本額、利払前税引前償却前利益の額、経営状況及び研究開発費の額

(当期の数値)

自己資本額については設立時の開始貸借対照表の自己資本額をもって、利払前税引前償却前利益、経営状況及び研究開発費の額については消滅会社の最終の事業年度に係る決算に基づき各社の数値を合算したものとします。

(前期の数値)

消滅会社の任意の1社（②において（前期の人数）を算出する際に存続会社とみなした消滅会社がある場合には、同一の消滅会社とする。）を存続会社とみなした上で、当該存続会社の最終の事業年度に係る決算の前期の決算日における各社の財務諸表の科目等を合算したものとします。

ただし、額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるときの取扱いその他の留意事項については、吸収合併の場合と同様とし、(1)③ロを準用するに当たっては、消滅会社の任意の1社を存続会社とみなすものとします。

(4)営業年数について

消滅会社の営業年数の算出平均により得た値によるものとします。ただし、消滅会社が平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続き開始の決定又は更生手続き開始の決定を受け、かつ、Ⅱ(1)による審査基準日以前に再生手続き終了の決定又は更生手続き終了の決定を受けていない場合には、当該消滅会社の営業年数は0年として取り扱う。

(5)法令順守の状況

法令遵守の状況については、消滅会社が法第28条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられていた場合でも新設会社においては減点して審査しないものとする。

(6)監査の受審状況

監査の受審状況については、直前の事業年度終了の日における消滅会社の状況を審査し、全ての消滅会社が監査を受審している場合に加点する。

申請に必要な書類

【提出書類】

必須提出：・経営規模等評価申請書・総合評定値申請書（20001 帳票）（審査基準日等、合併時経審用に作成したもの）

- ・その他の審査項目（社会性等）（20005 帳票）
- ・工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（20002 帳票）（合併時経審用に作成したもの）
- ・技術職員名簿（20004 帳票）（合併時経審用に作成したもの）
- ・経営状況分析結果通知書（審査基準日等、合併時経審用に作成したもの）
- ・その他は通常申請と同様

選択提出：・工事種類別完成工事高付表（積み上げ用）（合併時経審用に作成したもの）

- ・その他は通常申請と同様

【提示書類】

必須提示：・合併契約書

- ・建設業許可通知書（関係会社全社分）
- ・前回の経審申請書一式（受付印のあるもの、関係会社全社分）
- ・修正財務諸表（2期分）及び修正財務諸表が適正である公認会計士又は税理士の証明（写し）（「直前3年の各事業年度における工事施工全額」を含みます。）
- ・建設業許可に係る変更届出書（事業年度終了届、関係会社全社分）
- ・工事経歴書（完成工事高の計算と同様の期間で別途作成したもの。）
- ・工事経歴書についての「契約内容が確認できる書類」
（工事経歴書記載の工事のうち、元請下請を問わず金額上位3件の工事）
- ・納税証明書（完工高の計算に係る期分）（全社分）（事業年度が終了していなく、納税証明書が出ない場合は、経審申請時点で支払いの終わった領収書）
- ・その他は通常申請と同様

選択提示：通常申請と相違なし。

経営規模等評価申請及び総合評定値請求に関する説明書 (令和5年10月)

令和5年9月発行

千葉県 県土整備部建設・不動産課 契約・審査班

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

電話 043-223-3113

FAX 043-225-4012

Eメール kenhu3@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/>
